

【 補助金の概要 】

○ 看護職員の確保・定着を図るため、病院が行う短時間正規職員制度の導入に要する経費に対し助成する。

1 事業概要

- ・ 短時間正規職員制度の導入に要する経費補助
 - ① 短時間正規職員制度等の導入・拡充のため就業規則の改正に要する経費（社会保険労務士等への相談等経費）
※ 導入初年度のみ補助対象
 - ② 短時間正規職員等の人件費のうち、制度導入に伴い増加する経費
※ 制度導入年度から3年間を補助対象
 - ③ ②の職員の人員の補填として新たに雇用した非常勤職員の人件費
※ 制度導入年度から3年間を補助対象

2 補助事業者

- ・ 病院

3 基準額

- ① 就業規則の改正に要する経費
300 千円
- ② 短時間正規職員等の人件費増加分
1人1月あたり 83 千円（雇用上限3人まで）
- ③ ②の職員の人員の補填として新たに雇用する非常勤職員の人件費
4,572 千円

4 補助率

- ・ 1 / 2